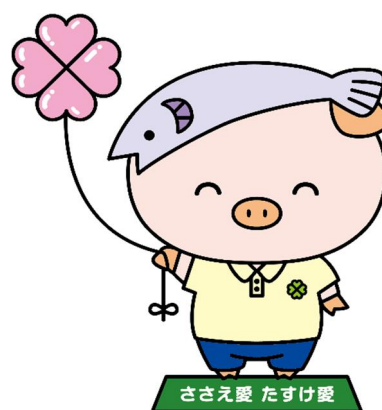


令和6年度 指定介護保険 サービス事業者等 集団指導資料

地域密着型通所介護



担当 市民福祉部介護福祉課介護給付係
電話 (046) 225-2240 (直通)
Mail 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

I 令和6年度 義務化規定概要

令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、下記に示す取り組みは経過措置が設けられた上で令和6年4月1日から実施が義務付けられたものです。基準省令等を確認の上、体制整備を行ってください。

1 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業者への委員会結果の周知
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 研修の実施（※1）
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

※1 研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なります。

年2回 （地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

年1回 上記以外のサービス

対象サービス：全サービス

(6) 運営規程への記載

虐待の防止のための措置に関する事項は、令和6年4月1日からは運営規程に定められていなければなりません。体制整備を行った上で、下記記載例を参考に運営規程に記載してください。なお、当該措置のみを追記したことによる運営規程の変更の場合、変更届出書の提出は不要とします。

【記載例】

第●条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年●回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※ ●の部分は、各施設（事業所）の状況に応じて数字を記載してください。

※ 「施設（事業所）」の部分については、運営するサービスに応じて、施設又は事業所のどちらかを記載してください。

※ 令和6年度介護報酬改定によって、居宅療養管理指導に限り、当該取り組みの義務付けの経過措置期間が3年間延長され、令和9年3月31日までとなりました。

2 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。

事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者について

は、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる必要があります。

(1) 当該研修の受講が必須ではない者

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者

(2) 具体例

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

(3) 対象サービス

訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

3 感染症の予防及びまん延の防止（衛生管理等）

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じる必要があります（施設系サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり）。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（**テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。**）をおおむね6月に1回以上開催する。

(2) 従業員への委員会結果の周知徹底

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(4) 研修・訓練（シミュレーション）の定期的実施

(5) 対象サービス 全サービス

4 業務継続計画の策定等（減算対象）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い次の措置を講じる必要があります。

(1) 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し

(2) 従業員への業務継続計画の周知

(3) 研修・訓練（シミュレーション）の実施

(4) 対象サービス 全サービス

※ 令和6年度介護報酬改定によって、居宅療養管理指導に限り、当該取り組みの義務付けの経過措置期間が3年間延長され、令和9年3月31日までとなりました。

Ⅱ 令和6年度 基準等改定概要

1 管理者

管理者が兼務する事業所が、同一敷地内の事業所であることの限定が削除された。

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、地域密着型通所介護従事者である必要はないものである。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合
- (2) 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けられない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

2 身体的拘束等の禁止

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、厚木市基準条例第4条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。

Ⅲ 令和6年度 報酬等改定概要

1 高齢者虐待防止措置未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(1) 厚生労働大臣が定める地域密着型通所介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

指定地域密着型サービス基準第37条、第37条の3又は第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。

(2) 基準

(虐待の防止)

第3条の38の2 指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、指定地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 業務継続計画未策定減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

(1) 厚生労働大臣が定める指定地域密着型通所介護費における業務継続計画未策定減算の基準

指定地域密着型サービス基準第37条、第37条の3又は第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。

(2) 基準

(業務継続計画の策定等)

第3条の30の2 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 認知症加算

(1) 概要

通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算について、事業所全体で認知症利用者に対応

する観点から、従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的に開催する。また、利用者に占める認知症の方の割合に係る要件が緩和された。

(2) 単位数

	＜現行＞	＜改定後＞
認知症加算	60 単位/日	変更なし

(3) 算定要件等

- ア 指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。
- イ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 100 分の 15 以上であること。
- ウ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を 1 名以上配置していること。
- エ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。なお、「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。

4 入浴介助加算

(1) 概要

通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しが行われました。

- ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算 (I) の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。
- イ 入浴介助加算 (II) の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT 機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。
- 加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算 (II) の算定要件に係る現行の Q&A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する。

(2) 単位数

	＜現行＞	＜改定後＞
入浴介助加算 (I)	40 単位/日	変更なし
入浴介助加算 (II)	55 単位/日	変更なし

(3) 算定要件等

- ア 入浴介助加算 (I) 次のいずれにも適合すること。
- (1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- (2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- イ 入浴介助加算 (II) 次のいずれにも適合すること。
- (1) イに掲げる基準に適合すること。
- (2) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の

評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員
その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下この号において「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。

(3) 当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。

(4) (3)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

5 科学的介護推進体制加算の見直し

(1) 概要

科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。

ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。

イ LIFE へのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。

ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE 関連加算と揃えることを可能とする。

(2) 単位数

	＜現行＞	＜改定後＞
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	変更なし

(3) 算定要件等

ア LIFE へのデータ提出頻度について、他のLIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。

イ 入力負担軽減に向けたLIFE 関連加算に共通する見直し

(7) 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する

(4) 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

詳細については、科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 vol.1216）を参照。

6 個別機能訓練加算

(1) 概要

地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算（I）ロにおいて、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。

(2) 単位数

	＜現行＞	＜改定後＞
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位/日	変更なし
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	85単位/日	76単位/日（変更）
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月	変更なし

(3) 算定要件等

ア 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ

- (7) 厚生労働大臣が定める基準51の5イ(1)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を~~指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて~~1名以上配置していること。
- (4) 厚生労働大臣が定める基準51の5イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

7 ADL維持等加算

(1) 概要

ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算（Ⅱ）におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」と見直す。

また、ADL利得の計算方法の簡素化を行う。

(2) 単位数

	＜現行＞	＜改定後＞
ADL維持等加算（Ⅰ）	30 単位/日	変更なし
ADL維持等加算（Ⅱ）	60 単位/日	変更なし

(3) 算定要件等

ア ADL維持等加算(Ⅰ)

以下の要件を満たすこと

- (7) 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
- (4) 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- (4) 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

イ ADL維持等加算(Ⅱ)

- (7) ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。
- (4) 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

(4) ADL維持等加算について

- ア ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。
- イ 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一

連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

ウ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

ADL値が0以上 25以下	1
ADL値が30以上 50以下	1
ADL値が55以上 75以下	2
ADL値が80以上 100以下	3

エ ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者とする。

オ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。

カ 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。

8 介護職員等処遇改善加算

(1) 概要

介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げが行われた。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化が行われた。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直された。

(2) 単位数

介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じ、所定単位数に加算する。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 総報酬単位数の1000分の92 (9.2%)

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 総報酬単位数の1000分の90 (9.0%)

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 総報酬単位数の1000分の80 (8.0%)

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 総報酬単位数の1000分の64 (6.4%)

(3) 算定要件等

一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。

新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

I	Ⅱに加え、以下の要件を満たすこと。 (10) 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 * サービス提供体制強化加算(I) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 * サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
Ⅱ	Ⅲに加え、以下の要件を満たすこと。 (1)(二) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
Ⅲ	Ⅳに加え、以下の要件を満たすこと。 (7)(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
Ⅳ	(1) 介護職員 その他の職員 の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額 以上となる 賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定地域密着型通所介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (2) 指定地域密着型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の 当該事業所の職員 の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての 職員 に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために 当該事業所の職員 の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに 当該事業所の職員 の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

*詳細については下記通知を参照してください。

介護保険最新情報

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について Vol. 1215 R6. 3. 15

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第1版）」の送付について Vol. 1226 R6. 3. 15

介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について Vol. 1232 R6. 3. 27

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第2版）」の送付について Vol. 1247 R6. 4. 4

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第3版）」の送付について Vol. 1277 R6. 6. 20